

長岡市障害者施策推進協議会規則第8条に係る規程（案）

書面会議の実施

- 1 規則第5条第1項の規定により、協議会の会議は、委員長が招集することとあるが、やむを得ない理由により会議を開催できないと委員長が認めるときは、書面による会議を開催できるものとし、各委員の意見を聴取できる。
- 2 規則第5条第2項の規定により、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとあるが、書面会議の場合は、委員の書面による意見の提出によって出席扱いとし、議決権を行使できるものとする。
- 3 書面により意見の提出については、提出期限を定め、どの委員の意見であるかを把握するため、必ず氏名を記載し提出することとし、意見がない場合は「意見なし」として提出するものとする。
- 4 過半数以上の書面が提出され、会議が成立した時点で報酬を支払うことができる。

議事録の作成

- 1 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録の作成にあたっては、理解しやすい公開議事録を目指し、言い間違い等は発言者の趣旨を損なわない程度に修正を行っても構わない。
- 3 議事録は、公表前に当該会議に出席した委員から内容の確認を受けなければならない。